

1. 平和主義 2. 法の支配 3. 国民主権 4. 基本的人権の尊重

1. 衆議院の総議員の3分の2以上の賛成と、参議院の総議員の過半数の賛成

2. 衆参各議院の総議員の過半数の賛成

3. 衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成

4. 衆参各議院の出席議員の3分の2以上の賛成

1. 天皇は象徴であり政治的な力を持たないため、その行為から生じる政治的責任を内閣が負うようにするため。
2. 天皇が国政に関する権能をより強力に行使し、内閣を指導できるようにするため。
3. 内閣の判断を天皇が最終的にチェックし、不適切な指名を拒否する権限を確保するため。
4. 天皇が三権分立における行政権の長として、内閣に指示を与える立場であることを示すため。

1. 社会福祉の拡充 2. 裁判所の独立性 3. 国民の表現の自由 4. 政治権力の濫用

1. 公共の福祉 2. 基本的人権の尊重 3. 国民主権 4. 平和主義

1. 各議院の出席議員の過半数の賛成 2. 各議院の出席議員の3分の2以上の賛成 3. 各議院の総議員の過半数の賛成 4. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成

1. 領海 2. 公海 3. 排他的經濟水域 4. 接續水域

1. 地方自治の本旨 2. 法の支配 3. 多数決の原理 4. 政教分離の原則

1. 国民が署名を集めて発議し、国会で3分の2以上の賛成を得た後、天皇が国事行為として承認する。
2. 最高裁判所が違憲審査を行い、国民投票で過半数の賛成を得た後、国会が発議する。
3. 国会が発議し、閣議決定を経て国民投票を実施した後、内閣総理大臣が公布する。
4. 国会が発議し、国民投票による承認を得た後、天皇が国民の名において公布する。

1. 三権分立 2. 平和主義 3. 基本的人権の尊重 4. 国民主権

1. 内閣の指名に基づいて、最高裁判所長官を任命する

1. 内閣や裁判所といった他の独立した機関を、完全に従わせることができる絶対的な権力を持つこと

2. 他の国家機関が行う予算の執行や判決に対して、すべて事後に承認を与える義務があること

3. 国民の意思を最も直接的に反映する機関として、政治において尊重されるべき地位にあること

4. 天皇の権限を代行する機関として、国のすべての決定を自由に行うことができること

1. 第二次世界大戦直後にソ連軍によって占領されたこと
2. サンフランシスコ平和条約で日本の放棄する範囲が曖昧だったこと
3. 韓国が公海上に独自の境界線（李承晩ライン）を設定したこと
4. 周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘されたこと

1. 選挙において必ず特定の政党に投票し、政治に参加する責任

2. 経済的な発展を第一に考え、環境保護よりも開発を優先する責任

3. 自らの権利を濫用することを避け、常に公共の福祉のために利用する責任

4. 国家の利益を最優先し、個人の自由を完全に行使しない責任

答え合わせ・解説

問1	答え 3 国民主権	日本国憲法の三大原理の一つであるこの原理は、政治の主体が国民であることを示しています。主権が国民にあるということは、国民が選挙などを通じて政治に参加し、自らの意思を反映させる民主主義の根幹をなす考え方です。大日本帝国憲法における天皇主権とは対照的な、現代日本の統治のあり方を定義しています。
問2	答え 3 衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成	憲法は国家の最高法規であるため、通常法律よりも改正が難しい「硬性憲法」としての性質を持っています。法律案の可決は原則として「出席議員の過半数」で可能ですが、憲法改正の発議には、衆議院・参議院のそれぞれにおいて、欠席者や棄権者も含めた「総議員」の3分の2以上の賛成が必要です。これにより、時の政権や一部の勢力によって憲法が安易に変更されることを防ぐ仕組みとなっています。
問3	答え 1 天皇は象徴であり政治的勢力を持たないため、その行為から生じる政治的責任を内閣が負うようにするため。	日本国憲法では「象徴天皇制」が採用されており、天皇は政治的な実権を持ちません。しかし、天皇が国名で行う行為には公的な責任が伴うため、内閣が「助言と承認」を与えることで、その行為の責任を政治の主体である内閣がすべて引き受ける仕組みになっています。これは国民主権の原則を維持するための重要な仕組みです。
問4	答え 4 政治権力の濫用	法の支配の目的は、法によって権力行使に枠組みを設けることで、政治権力が暴走して国民の人権が侵害されるのを防ぐことにあります。政治権力を制限することで、結果として国民一人ひとりの自由と権利が保障される仕組みになっています。
問5	答え 1 公共の福祉	基本的な人権は「侵すことのできない永久の権利」として保障されていますが、自分勝手に権利を行使して他人の権利を侵害することは許されません。人権と人権がぶつかり合う場合に、社会全体の利益のためにそれを調整する考え方が「公共の福祉」です。
問6	答え 4 各議院の総議員の3分の2以上の賛成	憲法は国の最高法規であるため、通常法律案の可決（出席議員の過半数）よりも厳しい条件が課せられています。このように改正手続きが法律よりも厳格に定められている憲法を「硬性憲法」と呼びます。ポイントは「出席議員」ではなく、欠席者や棄権者も含めた「総議員」の3分の2以上の賛成が必要であるという点です。
問7	答え 3 排他的経済水域	沿岸から200海里以内で、資源の利用や管理に関する権利が沿岸国に認められている海域は領海は海岸線から12海里までで、主権が及ぶ範囲を指します。
問8	答え 2 法の支配	この原則は、国家権力を法の下に置くことで、権力の濫用を防ぎ国民の権利を守ることを目的としています。中世イギリスの「王といえども神と法の下にある」という言葉に象徴されるように、絶対的な権力を持った国王を法で縛る歴史の中で発展してきました。
問9	答え 4 国会が発議し、国民投票による承認を得た後、天皇が国民の名において公布する。	憲法改正の最終的な成立プロセスは、国会による「発議」、国民投票による「承認」、そして天皇による「公布」という順序で行われます。天皇が憲法改正を公布することは、日本国憲法第7条に定められた「国事行為」の一つであり、その際は「国民の名において」行われることが憲法第96条に明記されています。
問10	答え 4 国民主権	日本国憲法の前文には、主権が国民に存することが明記されています。これは、国民が国の政治の方向性を決める最終的な決定権を保持し、政治の正当性は国民に由来するという、わが国の民主政治における最も重要な基本原理です。
問11	答え 1 内閣の指名に基づいて、最高裁判所長官を任命する	天皇は、内閣の指名に基づいて最高裁判所長官を「任命」します。一方で、内閣総理大臣については国会の指名に基づいて「任命」します。天皇が行うのはあくまで形式的な任命行為であり、実際に誰にするかを決定（指名）するのは内閣や国会といった他の機関です。なお、条約の公布や国務大臣の任命も天皇の国事行為に含まれます。
問12	答え 3 国民の意思を最も直接的に反映する機関として、政治において尊重されるべき地位にあること	憲法が定める「国権の最高機関」という表現は、三権分立の原則を否定して国会が内閣や裁判所より法的に上位にあることを意味するものではありません。主権者である国民によって選ばれた代表者で構成されるため、民主主義の観点から「国の政治において最も中心的な地位を占める機関」であることを政治的に強調した概念（政治的美称説）として解釈されています。
問13	答え 4 周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘されたこと	尖閣諸島は、1895年に日本が領土に編入してから1960年代後半まで、中国側から日本の領有について異議を唱えられたことはありませんでした。しかし、1968年に国連のアジア極東経済委員会（ECAFE）が行った学術調査により、東シナ海の大陸棚に石油資源が埋蔵されている可能性が報告されたことで状況が一変しました。この資源的価値の判明を受け、1971年頃から中国や台湾が領有権を主張するようになりました。
問14	答え 3 自らの権利を濫用することを避け、常に公共の福祉のために利用する責任	憲法第12条は、国民の不断の努力によって自由や権利を保持することを求めています。同時に、それらの権利は決して自分勝手に使ってよい（濫用してよい）ものではなく、社会全体の共通の利益である「公共の福祉」のために用いるべきであるという、権利に伴う重い責任を規定しています。